

公益社団法人日本伝熱学会 学生会運営規定

平成 12 年 12 月 2 日 制定

(名 称)

第 1 条 本会理事会のもとに、各支部代表からなる委員で構成した委員会を学生会と称する。

(目 的)

第 2 条 学生会は本会学生員の学会活動を盛んにすることを目的とし、かつ学生員相互の親睦をはかる。

(事 業)

第 3 条 学生会はその目的を達成するために学生員を対象とする次の事業の企画実施にあたる。

- (1) 講演会, 座談会, 懇談会, セミナー
- (2) 見学会, 映画会
- (3) 学生員による研究発表講演会
- (4) 会誌における学生員向け記事の推薦
- (5) 親睦会
- (6) その他学生会の目的にかなう事業

(学生会の構成)

第 4 条 学生会は理事会のもとに設置し、企画部会と密接に連携をとる。

2. 委員長, 幹事のほか, 各支部からの代表委員 2 名ずつで構成する。ただし, 各支部からの代表委員 2 名のうち 1 名は本会学生会員とし, 1 名は本会正員とする。
3. 委員長は本会会長によって推薦され, 理事会で決定される。
4. 当該委員長が幹事のほか, 各支部からの代表委員 2 名 (1 名は学生委員) を選出する。ただし, 当該委員長, 幹事が各支部からの代表委員を兼ねることができる。
5. 各委員の任期は 1 年とし, 留任を妨げない。
6. 学生委員は本会会員であることが望ましい。

(経 費)

第 5 条 学生会の経費は本会の負担とし, 毎期首学生会に交付する。その金額の算出基準は別に定める。経費の一部として寄付会費をあてることができる。

(事業計画および予算)

第 6 条 学生会は毎期首にその年度の事業計画案および収支予算案を作成し, 理事会の承認を得るものとする。

(運 営)

第 7 条 学生会は, 委員長と幹事のほか担当副会長, 企画部会長が運営にあたるものとする。運営の細則は別に定める。

(会 期)

第 8 条 学生会の会期は 1 年を 1 期とする。

(事業報告)

第 9 条 学生会委員長は理事会にその当該期の事業報告を提出して承認を受けなければならない。

付 則

1. この通則を変更しようとするときは本会理事会の承認を得なければならない。
2. この通則にいう学生会員は大学院在学の学生を含むものとする。